

## 7 通所リハビリテーション費

\*生活行為向上ハザードマネジメント実施後にハザードマネジメントを継続した場合の難易度については、「生活行為向上ハザードマネジメント実施加算」と対をなす評価であるため、各手の欄に記載。ただし、算定構造上では、「健常、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、介護職員の負担が基準に満たない場合」と「理学療法士等体格強化加算」との間があるものはない。単位数を算定する。

※「生活行為向上」(レバーリング)の実施後に「レバーリング実施加算」と対をなす評価であるため、告示の額に費算、たれし、算定構造とまで、「医師、理学療法士、作業療法士、各路筋見、看護師、介護職員の負担が基準二割ない場合」に「理学療法士等体制強化加算」の開口注があるものとして、算定単位を算定する。

「生活行為」とハラハラの「実施行為」による「ビザ申請」を経て「登録」した場合の「登録」について、上記の論文に記載。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士、作業療法士、看護師、介護職員の員数が基準に達しない場合」に「理学療法士等体制強化加算」の間に「生があるもの」となって単位数を算定する。